## 随意契約理由書

## 1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 寺島ポンプ場外 流入ゲート補修工事

## 2. 随意契約理由

本工事は、寺島ポンプ場ほか2機場に設置されている流入ゲートの補修を行うものです。

本機器は、安定した運転を行ううえで重要な機器ですが、扉体の止水部及び受枠等の密封性に不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本機器は、株式会社丸島アクアシステムが設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社丸島アクアシステム以外になく、 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を 締結するものです。

## 3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、 大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により 比較見積りの徴取を省略するものです。